

一般社団法人日本老年歯科医学会 摂食機能療法専門歯科医師制度規則

(平成28年6月17日改正)

第1章 総則

- 第1条 本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療を提供するための摂食嚥下リハビリテーションに関する専門的な知識と技術を有する歯科医師を養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」という)は、摂食機能療法専門歯科医師制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 委員会

- 第3条 本会摂食嚥下リハビリテーション委員会(以下「委員会」という)が前条の事業を適正に行う。
- 委員会の構成、委員の任期及び選出方法等は、別に定める各委員会規程による。
 - 委員会は次の各号を審議する。
 - 摂食機能療法専門歯科医に関する事項
 - 指定研修に関する事項
 - 実地研修に関する事項
 - 認定試験に関する事項
 - その他、本事業の実施に必要な事項

第3章 摂食機能療法専門歯科医の認定

- 第4条 次の各号のすべてを満たした者で、委員会の審査に合格し、理事会の承認を得た者を摂食機能療法専門歯科医師に認定する。
- 日本国歯科医師の免許を有する者
 - 摂食機能療法専門歯科医師申請時において、本会認定医または専門医である者
 - 本規則第5条に定める指定研修を修了した者
 - 本規則第5条に定める指定研修内容に関する確認テストに合格した者
 - 本規則第6条に定める実地研修を修了した者
 - 本規則第7条に定める認定試験に合格した者
- 2 前項3)～6)の規程にかかわらず、委員会が認めた者は、理事会の承認を得て摂食機能療法専門歯科医師に認定する。

第4章 指定研修

- 第5条 指定研修は、本会摂食機能療法専門歯科医師として、必要とされる摂食機能および摂食機能障害に関する知識を修得することを目的とする。
- 次の各号のすべての研修項目を満たさなければならない。
 - 総論
 - 摂食嚥下機能の解剖・生理学
 - 摂食嚥下機能の診察
 - 摂食嚥下障害の原因と病態
 - 摂食嚥下障害の評価と診断
 - 摂食嚥下障害への対応
 - その他、委員会が必要とする研修項目
 - 本会が認める指定研修については別に定める。

第5章 実地研修

第6条 実地研修は、本会摂食機能療法専門歯科医師として、必要とされる摂食機能および摂食機能障害に関する技術を修得することを目的とする。

- 2 次の各号のすべての研修項目を満たさなければならない。
 - 1) VE ならびに VF の実習経験
 - 2) リハビリテーション計画書の作成
 - 3) 症例報告書
 - 4) その他、委員会が必要とする研修項目
- 3 本会が認める実地研修の内容については、別に定める。

第6章 認定試験

第7条 認定試験は次の各号のすべての受験を必須とする。

- 1) 症例提示
- 2) 口頭試問
- 3) 実技試験
- 4) その他、委員会が必要とするもの
- 2 認定試験は、年1回以上実施する。
- 3 認定試験は、委員会が運営する。
- 4 認定試験の運営については別に定める。

第7章 申請・審査及び登録

第8条 摂食機能療法専門歯科医師の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第9条 摂食機能療法専門歯科医師の審査は、次の各号のすべてを行うものとする。

- 1) 書類審査
- 2) 指定研修の履修および確認テスト
- 3) 実地研修の修了
- 4) 認定試験
- 5) その他、委員会が必要とするもの

第10条 摂食機能療法専門歯科医師の認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付する。

第8章 資格の更新

第11条 摂食機能療法専門歯科医師は、登録後5年毎に更新を受けなければその資格を失う。

- 2 摂食機能療法専門歯科医師の更新を受けようとする者は、更新料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。
- 3 本会が認める更新要件は別に定める。

第9章 資格の喪失

第12条 摂食機能療法専門歯科医師は、次の各号の一に該当するとき、その資格を喪失する。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- 2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
- 3) 本会認定医の資格を喪失したとき
- 4) 摂食機能療法専門歯科医師の資格更新をしないとき
- 5) 委員会または理事会が摂食機能療法専門歯科医師として不適当を認めるとき
- 2 委員会は、本条第1項第4号に基づく資格喪失については、当該摂食機能療法専門歯科医師に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 13 条 前条より、資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することができる。

第 10 章 諸費用

第 14 条 本制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

- | | |
|----------|----------|
| 1) 申請審査料 | 30,000 円 |
| 2) 登録料 | 10,000 円 |
| 3) 更新料 | 10,000 円 |

第 11 章 補 則

第 15 条 この規則の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

第 16 条 本制度施行時より平成 28 年度末までを暫定期間とし、認定条件を別に定める。

第 17 条 この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 11 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 27 年 2 月 11 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。